

墨田区監査委員公告第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和4年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

墨田区監査委員	浜	田	将	彰	
同	井	尾	仁	志	
同	大	清	水	善	信
同	沖	山		仁	

令和4年度定期監査（第2回）、行政監査及び随時監査結果報告書

第1 定期監査（第2回）及び行政監査

1 根拠法令等

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに墨田区監査基準

2 監査対象

前回監査日以降に処理した事務事業で、主に令和4年度の執行に係るもの

3 監査対象部局

別表のとおり

4 監査実施期間

令和4年10月3日（月）から令和5年2月13日（月）まで

ただし、3の別表に記載した5事業所に対する行政監査については、令和4年5月9日（月）から同月26日（木）までの事業所を対象とした定期監査（第1回）と併せて実施した。

5 監査方針

- (1) 事務事業は、法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2) 事務事業は、能率的かつ経済的に処理されているか。
- (3) 予算の執行及び管理は、適正に行われているか。
- (4) 金銭及び物品の出納保管は、適正に行われているか。
- (5) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (6) 事務事業は、所期の目的に照らし効果的に運営されているか。

6 監査項目

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 給与・サービスに関する事務
- (3) 物品管理に関する事務
- (4) 扶助費に関する事務
- (5) 補助金に関する事務
- (6) その他

7 監査委員の関与

監査委員 浜田将彰、監査委員 井尾仁志及び監査委員 大清水善信は、4の

期間の全ての監査に関与した。

なお、前監査委員 榎宣子は令和4年5月26日まで実施した行政監査に、監査委員 沖山仁は同月27日以降実施した監査に関与した。

8 行政監査

大きく変化していく社会経済情勢や区民ニーズの多様化・高度化に対して、将来にわたって適切に対応していくためには、組織的に職員育成を推進していくことが不可欠である。そのような中、区は、令和4年4月に「職員育成基本方針」を改定し、持続可能な墨田区を実現できるよう職員育成を行うこととしている。

そこで、各職場において、職員育成がどのように行われているのかを確認するため、今年度の行政監査テーマを「職場における人材育成の取組」とし、定期監査（第1回）及び定期監査（第2回）と併せて行った。

9 監査結果

(1) 定期監査

ア 指摘事項

(ア) 事務事業を行うに当たり、事案の決定手続が確認できないものや事案の決定手続に誤りがあるものがあった。

a 事案の決定手続が確認できないもの

(a) 事業の実施、消耗品の購入及び国庫支出金等の実績報告に係る起案文書がないものがあった。(ICT推進担当、職員課、窓口課、産業振興課、厚生課、高齢者福祉課、保健計画課、子育て政策課、土木管理課)

(b) 起案文書に事案の決定権者の押印や承認がないまま、事務事業が行われているものがあった。(法務課、スポーツ振興課、保健予防課)

b 事案の決定手続に誤りがあるもの

(a) 補助金等の交付額の算定を誤って、支出しているものがあった。(障害者福祉課、子育て政策課、子ども施設課、住宅課、環境保全課)

(b) 補助金の対象経費が「区が定める時間給の範囲内」とされているにもかかわらず、これを定めずに補助金を支出しているものがあった。(産業振興課)

(c) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、課長による専決としているものがあった。(保健計画課)

(d) 墨田区事案決定規程に定める区長が決定を行うものを、部長による専決としているものがあった。(防災課)

(e) 墨田区事案決定規程に定める部長が専決を行うものを、課長による専決としているものがあった。(総務課、職員課、窓口課、スポーツ振興

課、産業振興課、厚生課、介護保険課、保健予防課、子育て支援課、防災課、土木管理課、学務課)

(f) 墨田区教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則及び墨田区教育委員会事務局文書専決規程に定める教育長が専決を行うものを、課長の専決としているものがあつた。(地域教育支援課)

(イ) 特殊勤務手当で、勤務を要しない日や対象業務に従事していない日に支給されているものがあつた。(障害者福祉課)

イ 指導・注意事項

以下の事務については、指摘事項とするまでには至らなかったものの、監査現場で指導・注意を行い、事実確認及び処理結果の報告により訂正等を確認している。

(ア) 休暇に関するもの

- a 短期の介護休暇や子の看護のための休暇で、取得可能日数を超えて承認されているものがあつた。(3課)
- b 子の看護のための休暇で、休暇取得の対象年齢を超過した子を対象として申請し承認されているものがあつた。(1課)
- c 慶弔休暇、不妊治療のための休暇(妊娠サポート休暇)、子の看護のための休暇及び短期の介護休暇で、庶務システムの事由欄等に所定の項目の入力がないものがあつた。(17課)

(イ) 職務専念義務免除に関するもの

- a 健康管理支援職免で、参加が確認できる書面(写し)が所属で保管されていないものがあつた。(10課)
- b 健康管理支援職免で、庶務システムの事由欄に所定の項目の入力がないものがあつた。(6課)

(ウ) 旅行命令に関するもの

- a 出張の後に帰庁せず、休暇等を取得しているにもかかわらず、復路の旅費が支給されているものがあつた。(6課)
- b 片道運賃で算出する区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、往復の旅費が支給されているものがあつた。(7課)
- c 旅行経路の一部に通勤手当支給区間があるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、当該区間を含めた運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。(18課)
- d 複数路線を乗り継いだ区間であるにもかかわらず、システム入力の誤りにより、路線別に初乗りの運賃が算出され、旅費が支給されているものがあつた。

あった。(2課)

(エ) 歳入・歳出における執行手続に関するもの

- a 金銭出納員の収納金で、即日（即日払い込むことができない場合には、金融機関の翌営業日）、指定金融機関、収納代理金融機関に払い込まれていないものがあった。(3課)
- b 前渡金の精算で、その用件終了後5日以内に行われていないものがあった。(4課)
- c 精算書の提出があったときは、収入通知者は、直ちに財務会計システムにより精算通知書を作成し、精算書とともに会計管理者に送付しなければならないが、直ちに送付されていないものがあった。(1課)
- d 現金出納で帳簿を備えていないものがあった。(1課)
- e 現金出納簿や郵券受払簿で、金額、日付、摘要、使用枚数、月計及び累計の記帳漏れや記帳誤り、訂正印のないものがあった。(24課)
- f 主管課契約で、備品購入費として予算執行すべきものを需用費（消耗品費）で契約締結し、支出しているものがあった。(2課)

(オ) 契約、契約履行に関するもの

- a 委託契約で、仕様書や特記仕様書に定めのある実施報告書、業務月報、写真等が提出されていないものがあった。(5課)
- b 委託契約で、契約書に定めのある実績報告書が期限を過ぎて提出されているものがあった。(1課)
- c 委託契約で、仕様書に定員を超えて利用申請があった場合は、甲乙協議の上、定員を変更することができることとするとあるが、協議が行われたことを確認することができないものがあった。(1課)
- d 契約履行届で、宛先や履行年月日等の記載漏れや記載誤りのあるものがあった。(4課)
- e 検収調書で、宛先等の記載漏れのあるものがあった。(1課)

(カ) 補助金等に関するもの

- a 支出済の補助金の交付金額に誤りがあったことから、一部金額の返還を求めるに当たり、交付確定通知の変更を行う必要があるにもかかわらず、これを省略し手続を行っているものがあった。(1課)

(2) 行政監査

職員育成に関して、各職場における基本方針や指導内容について、また「職員育成基本方針」で目指すべき職員像としている「チャレンジする職員」を養成するための視点や指導実績について、さらには職場内外の研修の

実施状況やその成果などについて、各課から調書を徴し、定期監査に併せてヒアリングを行い、具体的に確認した。

その結果、まず職員の育成面においては、各職場において、人材育成の基本方針を明確に持ち、職員に不足していることを的確に把握し、適切な指導をしている。また、職員に対しては、区政や日々の課題に対して自ら気づき、考え、行動し、解決する力を求め、それを育成していくことに心を配って努力している。併せて、職務遂行上必要となる知識、技術、経験、コミュニケーション能力についても必要としており、様々な工夫をしている。そして、これらの能力を伸ばしていくため、自由な意見交換や提案の機会の設定や各種研修を受講させるほか、多様な経験の機会を設けるために現場や関係団体との連携や協力の場の確保も積極的に行われていることが分かった。

さらに、職場内研修については77.0%の課で、職場外研修については86.9%の課で実施されていた。これらの研修を受講することにより、専門的な知識や技術、課題解決の方法などを習得するとともに、日常の仕事では得られない他団体の実情や先進的な取組を知る経験も得られており、それを職場において共有し、業務に活かしていることが確認できた。

10 監査委員意見

以下については、監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

(1) 事務の適正な執行とそのための取組について

特殊勤務手当の誤支給については、定期監査（第1回）に続き確認された。過去に同事案が発生した課においては再発防止の効果も見て取れるところではあるが、今後も同様のミスを繰り返さないよう、区全体としての取組を継続するよう要請するものである。

さらに、今回は、補助金等の決定手続の誤りが数件認められた。これらは、補助金等の交付額の誤算定が主なものであり、その額はいずれも数百円から1万円程度までの比較的少額で、区民に多大の影響を与えるものではないにせよ、交付額の算定を誤ることは、重大なミスである。当該課はもちろんのこと、補助金を所管する全ての課においても、同様の事案が自らの組織でも起こり得るものとして真摯に受け止め、十分なチェック体制整備を再確認されたい。

そのほか、指導・注意事項としても多数の事案が発生していることから、職員の不注意や制度の理解不足等に起因するミスは、相変わらず多く存在していると考えられる。

地方自治法改正によって内部統制制度導入が特別区では努力義務とされて以来、区がいち早くその体制整備に取り組むなど積極的な姿勢をとっている

ことは、評価をしているところである。また、内部統制は、一朝一夕に実現できるものではなく、具体的な成果を見るには多くの課題を克服する必要があると考えており、不適正な事例が年を経ても減っていく傾向が見られないのは、区の取組がまだ道半ばであることを示しているといえる。

特に、職員一人一人の意識変革が進んでいないのではないかと感じている。今後、真に実効性のある対策が講じられ、その取組の成果が結ばれることを期待する。

(2) 「職場における人材育成の取組」について

新型コロナウイルス感染症、少子高齢化など大きく変貌する社会経済情勢の中で、区民ニーズは大きく膨らみ複雑になっている。職員には、こうした状況に真摯に向き合い、課題を的確に把握し、解決していく力量の形成が求められており、そのような職員を育成できるか否かが区民生活の未来を大きく左右すると言っても過言ではない。

行政監査の結果、各職場においては、人材育成の明確な方針の下、職員に対して的確な指導を行うとともに、知識・技術の向上を図るための研修を積極的に受講させている。そして、それらを通して個々の職員が得たものを、担当事務や職層の枠に留まらず職場内で共有しているほか、常に問題意識を持ち仕事を変革していくチャレンジ精神の醸成や未経験の分野に対しても果敢に挑む職員気質の向上に取り組んでいることを確認できた。

また、区では、近年、民間企業を含む他団体との人事交流も行っており、そこから得られる貴重な知見が、職員の糧となり、区民の立場に立ち区民の目線で問題解決に当たることができる職場拡大の種にもなるものと考えている。

これらの取組は、今後の新たな行政ニーズに対応するだけでなく、DXの推進やSDGsの達成に向け、これからの区政のあるべき姿を主体的に考え、実現していくことができる職員を育むのに役立つものと期待するものである。

「職員育成基本方針」で定めている、フットワーク、ヘッドワーク、チームワーク、ネットワークの4つのワークを十分に発揮して、区民のためにチャレンジする職員を育成することにより、職員一人一人が輝き活躍することが、区の更なる発展につながるものと考えている。したがって、今後とも、職員育成には、同方針に基づき引き続き注力を惜しまず努められたい。

(別表)

対 象 部 局	
企画経営室	行政経営担当
	政策担当
	ファシリティマネジメント担当
	財政担当
	秘書担当
	広報広聴担当
	I C T 推進担当
総務部	総務課
	法務課
	職員課
	契約課
	人権同和・男女共同参画課
	営繕課
区民部	窓口課
	国保年金課
	税務課
地域力支援部	地域活動推進課
	文化芸術振興課
	スポーツ振興課
産業観光部	経営支援課
	産業振興課
	観光課
福祉保健部	厚生課
	生活福祉課
	障害者福祉課
	介護保険課
	高齢者福祉課
保健衛生担当	保健計画課
	生活衛生課
	保健予防課

対 象 部 局	
保健衛生担当	向島保健センター ※
	本所保健センター ※
	新保健施設等開設準備室
子ども・子育て支援部	子育て支援課
	子育て政策課
	子ども施設課
	子育て支援総合センター※
都市計画部	都市計画課
	住宅課
	建築指導課
	防災まちづくり課
危機管理担当	防災課
	安全支援課
都市整備部	都市整備課
	土木管理課
	道路公園課
環境担当	環境保全課
	すみだ清掃事務所 ※
立体化・まちづくり推進担当	立体化推進課
	拠点整備課
	まちづくり調整課
会計管理室	会計管理担当
教育委員会事務局	庶務課
	学務課
	指導室
	すみだ教育研究所
	地域教育支援課
	ひきふね図書館 ※
監査委員事務局	
選挙管理委員会事務局	
区議会事務局	

※ 令和4年度定期監査（第1回）と併せて「行政監査」を実施した事業所

第2 随時監査（その1）

1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

2 工事監査

(1) 工事件名

曳舟小学校プール棟改築工事

(2) 工事概要

本工事は、曳舟小学校南側の道路拡幅事業に伴い解体したプール棟を新たに整備するものであり、併せて、新築するプール棟に特別教室を設けることで、今後想定される学級増への対応を図るものである。

工事件名	曳舟小学校プール棟改築工事
工事場所	墨田区京島一丁目28番2号
工 期	令和3年6月24日から令和4年12月23日まで
工事内容	【建物概要】 (構造・規模) 鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積 973.50㎡ 延床面積 1,770.23㎡ 【主要用途】 小学校（特別教室、プール施設など）
契約金額	790,757,000円
工事委任課	教育委員会事務局庶務課
工事受任課	総務部営繕課

(令和4年11月14日現在)

3 監査実施期間

令和4年10月7日（金）から同年11月14日（月）まで

4 監査方針

工事の合規性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事は、大規模な建築工事であることから、より専門的で技術的な工事監査

を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は、設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は、適正に行われているか。

ウ 施工は、設計図と相違なく行われているか。

（２）調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和４年１０月７日（金）に実地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

６ 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和４年１１月１４日（月）に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

７ 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第１９９条第１０項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

実地監査に先立ち実施した工事技術調査の結果の中で、今回の建築工事で最も問題となりやすいのは、屋根面、プールサイド、外壁面からの漏水、外周面の結露現象であると記されている。本工事は屋上にプールが設置され、絶えず漏水のリスクを負っている建物であるため、細やかで計画的な維持管理を実施されたい。

なお、今回の工事は学校の運営を継続しながら施行したものであるが、今後、同様の工事を施行する際も、引き続き利用者の安全に十分配慮し、事故等を発生することがないように努められたい。

第3 随時監査（その2）

1 根拠法令等

地方自治法第199条第5項及び墨田区監査基準

2 工事監査

(1) 工事件名

両国第一児童遊園再整備工事

(2) 工事概要

本工事は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技会場周辺の道路景観整備工事に伴い、道路上にあった自転車駐車を一時的に移設していた両国第一児童遊園について、地元意見を反映した公園プランにより再整備するものである。

工事件名	両国第一児童遊園再整備工事
工事場所	墨田区立両国第一児童遊園（墨田区両国四丁目36番16号）
工 期	令和4年7月27日から令和5年3月10日まで
工事内容	【施設概要】 昭和57年4月1日開園 面積 848.09㎡ 【工事概要】 植栽工、給水設備工、排水設備工、電気設備工、園路広場整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、管理施設整備工、ユニットトイレ工
契約金額	93,885,000円
工事所管課	都市整備部道路公園課

（令和5年2月17日現在）

3 監査実施期間

令和5年1月13日（金）から同年2月17日（金）まで

4 監査方針

工事の合规性、経済性、効率性、有効性及び安全性について、財務及び技術の両面から監査を実施した。

5 事前調査

(1) 工事技術調査

本工事は、大規模な造園工事であることから、より専門的で技術的な工事監査を目指すため、「公益社団法人大阪技術振興協会」に主に次の項目について工事技術調査を委託した。

ア 工事は、設計（設計、積算、仕様書）に従い、適正かつ予定どおりに行われているか。

イ 施工管理（監督、現場管理）は、適正に行われているか。

ウ 施工は、設計図と相違なく行われているか。

（2）調査結果

当該団体から派遣された技術士により、令和5年1月13日（金）に実地調査を行った結果、特に指摘事項はなかった。

6 監査結果

工事技術調査の結果をもとに、令和5年2月17日（金）に実地監査を行った結果、工事は適正に行われており特に指摘する事項はなかった。

7 監査委員意見

監査結果を行政施策に反映させるため、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、次のとおり監査委員意見を述べる。

本工事は、地元町会、隣接住民、保育園、幼稚園、小学校を対象としアンケート調査等を行い、地域の意見を反映したプランとなっており、かまどベンチ、ソーラー照明灯、多目的広場などが設置されている。また、障害の有無にかかわらず、誰でも一緒に利用できるインクルーシブな遊具を取り入れた区内初の公園ともなることから、開園後はモニタリングなどを通じて、それらの利用状況や利用者の意見を把握することで、今後の公園整備の参考とされたい。

なお、誰でも利用できる施設であるという点も踏まえて、定期的な安全点検や速やかな修理・修繕を行い、利用者の安全性の確保に努められたい。